

H23.7.29

県立あすなろの郷 角田博文

障害者虐待防止対策について (障害福祉サービス事業者説明会)

1 障害者虐待の基本的視点

- どこでも虐待は起きる
- 自覚がなくても傷ついている
- 「指導」「療育」の名の虐待（連続性の錯覚）
- 親はわが子を救えない？
- まず避難させる（安全確保）
- 見て見ぬふりが虐待を助長する（早期発見・早期対応）

1 障害者虐待の基本的視点

- 安易な「喧嘩両成敗」は事態を悪くする
（権限の適切な行使）
- 虐待者も苦しんでいる？（発生予防）
- チームで取り組む
- 長期的視点に立った支援

2 虐待の定義と具体例

「障害者虐待防止マニュアル」PandA-Jより

(1) 虐待の定義と具体例

■ 身体的虐待

定 義	具体例
暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為	平手打ちする，殴る，蹴る，壁に叩きつける，つねる，無理やり食べ物や飲み物を口に入れる，やけど・打撲させる，柱や椅子やベッドに縛り付ける，医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する，施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる・・・など

■ 心理的虐待

定 義	具体例
脅し，侮蔑などの言葉や態度，無視，嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること	「バカ」「あほ」など障害者を侮蔑する言葉を浴びせる。怒鳴る，ののしる，悪口を言う。仲間に入れない，子ども扱いする，一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど，人格をおとしめるような扱いをする。話しかけているのに意図的に無視する・・・など

■ 性的虐待

定 義	具体例
<p>本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p>	<p>性交，性器への接触，性的行為を強要する，裸にする，キスする，わいせつな言葉を言わせる・・・など。入浴や排せつなどの異性介助についても広義の性的虐待に該当する。</p>

■ 経済的虐待

定 義	具体例
本人の同意なしに財産や年金，賃金を搾取したり，勝手に運用し，本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること	年金や賃金を搾取する，本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分する・運用する・施設等へ寄付する，日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない，本人の同意なしに年金等を管理して渡さない・・・など

■ ネグレクト

定 義	具体例
<p>食事や排せつ，入浴，洗濯など身辺の世話や介助をしない，必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない，などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること</p>	<p>食事や水分を十分に与えないで空腹状態が長時間続いたり，栄養失調や脱水症状の状態にある。食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している。あまり入浴させない，汚れた服を着させ続ける，排せつの介助をしないことで衛生状態が悪化している。髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない，ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる。病気や事故でけがをしても病院に連れて行かない。学校に行かせない。必要な福祉サービスを受けさせない・制限する。同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する・・・など。</p>

(2) 虐待のとらえ方①

- 困難が生じている事実に着目する
- 虐待しているという自覚は問わない
- 障害者本人の「自覚」は問わない
- 親や家族の意向と本人の気持ちは違う場合がある

(2) 虐待のとりえ方②

- 身体的虐待・心理的虐待のとりえ方について
- 経済的虐待のとりえ方について
- ネグレクト（支援・介護・世話の放棄・放任）について
- セルフネグレクトについて

2 障害者虐待防止及び対応のプロセ

ス

- 「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援等のあり方に関する調査研究事業報告書」
（日本社会福祉士会 H21）
- ① 予防的取り組み（周知・啓発）
- ② 発見
- ③ 通報・相談受付
- ④ 事実確認
- ⑤ アセスメント・支援計画の作成・実施
- ⑥ モニタリングと評価
- ⑦ 終結

① 予防的取り組み（周知・啓発）

市町村・権利擁護・虐待対応を担う中核機関



- 社会福祉機関，保健・医療機関，教育機関，就労支援機関，民生委員協議会等の関係機関等
- 障害を持つ当事者，家族，地域住民，雇用，被雇用者等